

認知症地域支援推進事業について

目的

大規模団地等において、認知症支援の拠点を設置し、認知症の初期段階から支援ができる地域づくりを推進する。

事業の内容

区市町村への補助事業

◆大規模団地等を抱える地域において、認知症支援の拠点を設置して実施する以下の取組に対して補助を実施

1 担い手の育成及び活動支援

・認知症の人の見守り活動、認知症力フェスの開催等の担い手を育成し、円滑に活動できる仕組みづくりを実施（ボランティア登録制度創設、情報交換会の開催等）

2 多職種協働の推進

・多職種や担い手が連携して、認知症の人が必要とする支援を調整することのできる体制を構築（サポート医や支援機関と連携した取組の実施等）

3 初期段階の認知症の人への支援

・初期段階の認知症の人を早期に把握する取組の推進
・初期段階の認知症の人に対する支援の充実（無料健康相談会、認知症リハビリテーション教室の開催等）

4 本人の視点を重視した支援

・認知症の本人が参加し、出会い、語り合う機会・場を創出し、本人の声を活かした社会参加の促進（本人ミーティング開催、本人の声に基づく具体策の実施等）

東京都が実施する事業

◆区市町村における認知症とともに暮らす地域づくりを支援
(東京都健康長寿医療センターに委託)

- ・区市町村へのアドバイザー派遣
- ・認知症地域づくり支援研修の実施
- ・初期の認知症の人への効果的な支援手法の開発
- ・支援者向けマニュアルの作成

【補助規準額】 1区市町村当たり 11百万円

【補助率】 10／10

認知症支援の拠点の要件

- ・高齢者が気軽に立ち寄り、必要な情報を得られる場とすること
- ・週2日以上拠点として運営されていること
- ・地域包括支援センターとの連携体制が確保されていること